

令和 6 年 6 月 5 日

令和 6 年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

目

次

1	鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（第1条関係）	・ ・ ・ 1
2	鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）	・ ・ ・ 10
3	鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（第3条関係）	・ ・ ・ 55
4	鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（第4条関係）	・ ・ ・ 70
5	鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例	・ ・ ・ 82

新旧対照表

(件名) 鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第2号) (第1条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
目次 <u>第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)</u> <u>第5章 雑則(第35条)</u> (基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 <u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	目次 <u>第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)</u> (基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（従業者の員数） 第5条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u> （管理者） 第6条 （略） 2 （略） 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1） （略）	（従業者の員数） 第5条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</u> （管理者） 第6条 （略） 2 （略） 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1） （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（２） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容及び手続の説明及び同意） 第 7 条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 <u>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u> <u>4 （略）</u> <u>5</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、<u>第 8 項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技	（２） 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容及び手続の説明及び同意） 第 7 条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 <u>3 （略）</u> <u>4</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、<u>第 7 項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （１） （略） （２） <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> <u>6</u> （略） <u>7</u> <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 （１） <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの （２） （略） <u>9</u> （略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下<u>この条において</u>「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （１） （略） （２） <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> <u>5</u> （略） <u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 （１） <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの （２） （略） <u>8</u> （略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
(1)・(2) （略） <u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (3)～(13) （略） <u>(13)の2 （略）</u> <u>(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u> ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 <u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u> <u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u>	(1)・(2) （略） (3)～(13) （略） <u>(14) （略）</u> <u>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u> ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u> (27) (略) (運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) (略) (揭示) 第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において「重要事項」という。</u>）を揭示しなければならない。	(24) (略) (25) (略) (26) (略) (27) (略) (28) (略) (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 (30) (略) (運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) (略) (6) (略) (揭示) 第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> （記録の整備） 第33条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）・（2） （略） <u>（3） 第16条第2号イの規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>（4） 第19条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>（5） 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>（6） 第31条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> 第5章 雑則 （電磁的記録等） 第35条 <u>指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、</u>	（記録の整備） 第33条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）・（2） （略） <u>（3） 第19条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>（4） 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>（5） 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</u>	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）（第2条関係）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
目次 <u>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</u> <u>第1節 基本方針（第190条）</u> <u>第2節 人員に関する基準（第191条―第193条）</u> <u>第3節 設備に関する基準（第194条・第195条）</u> <u>第4節 運営に関する基準（第196条―第202条）</u> <u>第10章 雑則（第203条）</u> （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 （略） 2～4 （略） 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 （1）～（10） （略） <u>（11） （略）</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がな	目次 <u>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</u> <u>第1節 基本方針（第190条）</u> <u>第2節 人員に関する基準（第191条―第193条）</u> <u>第3節 設備に関する基準（第194条・第195条）</u> <u>第4節 運営に関する基準（第196条―第202条）</u> （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 （略） 2～4 （略） 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 （1）～（10） （略） <u>（11） 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u> <u>（12） （略）</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がな

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
い場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の</u>定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の<u>職務</u>に従事することができる。 7～12 （略） （管理者） 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 （内容及び手続の説明及び同意） 第9条 （略） 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の</u>	い場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の</u>定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の<u>業務</u>に従事することができる。 7～12 （略） （管理者） 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 （内容及び手続の説明及び同意） 第9条 （略） 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 （略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（7） （略） <u>（8） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>（10） （略）</u> <u>（11） （略）</u> （揭示） 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込	<u>り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 （略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（7） （略） <u>（8） （略）</u> <u>（9） （略）</u> （揭示） 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u> 3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> （記録の整備） 第42条 （略） 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） （略） （4） <u>第26条第10項に規定する訪問看護報告書</u> （5） <u>第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> （6） <u>第28条の規定による市への通知に係る記録</u> （7） <u>第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> （8） <u>第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 （記録の整備） 第42条 （略） 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） （略） （4） <u>第26条第11項に規定する訪問看護報告書</u> （5） <u>第28条に規定する市への通知に係る記録</u> （6） <u>第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> （7） <u>第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（訪問介護員等の員数） 第47条 （略） 2 （略） 3 <u>オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u> 4 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</u> （1） <u>指定短期入所生活介護事業所</u> （2） <u>指定短期入所療養介護事業所</u> （3） <u>指定特定施設</u> （4） <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>	（訪問介護員等の員数） 第47条 （略） 2 <u>利用者の処遇に支障がない場合は、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、同項第1号のオペレーターは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に、同項第3号の随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務に従事することができる。</u> 3 （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>(6) 指定地域密着型特定施設</u> <u>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設</u> <u>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>(9) 指定介護老人福祉施設</u> <u>(10) 介護老人保健施設</u> <u>(11) 介護医療院</u> <u>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u> <u>6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u> <u>7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u> （管理者） 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該	（管理者） 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
指定夜間対応型訪問介護事業所の他の<u>職務</u>又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の<u>職務</u>に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の<u>職務</u>に従事することができるものとする。 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4） （略） （5） <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> （6） <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> （7） （略） （8） （略） （9） （略） （記録の整備） 第58条 （略）	指定夜間対応型訪問介護事業所の他の<u>業務</u>又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>と一体的に運営している場合に限る。）の<u>業務</u>に従事ことができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の<u>業務</u>に従事することができる。 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4） （略） （5） （略） （6） （略） （7） （略） （記録の整備） 第58条 （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） <u>第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> （4） 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 （5） 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 （6） 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （管理者） 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4） （略）	2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 （4） 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 （5） 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （管理者） 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4） （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>（５） 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>（６） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>（７）</u> （略） <u>（８）</u> （略） （記録の整備） 第59条の19 （略） ２ 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１） （略） （２） 次条において準用する第20条第２項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>（３） 第59条の９第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>（４） 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>（５） 次条において準用する第38条第２項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>（６） 前条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>（７）</u> （略）	<u>（５）</u> （略） <u>（６）</u> （略） （記録の整備） 第59条の19 （略） ２ 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１） （略） （２） 次条において準用する第20条第２項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>（３） 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>（４） 次条において準用する第38条第２項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>（５） 前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>（６）</u> （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（準用） 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、及び第53条、及び第59条の2第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</u>	（準用） 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、及び第53条、及び第59条の2第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（管理者） 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 （略） （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2） （略） <u>（3） 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>（4） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>（5） （略）</u> <u>（6） （略）</u> <u>（7） （略）</u> （記録の整備） 第59条の37 （略） 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供	（管理者） 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 （略） （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2） （略） <u>（3） （略）</u> <u>（4） （略）</u> <u>（5） （略）</u> （記録の整備） 第59条の37 （略） 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(8) （略）</u> （管理者） 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の<u>職務</u>に従事し、又は他の事業所、施設等の<u>職務</u>に従事することができる。 2 （略） （設備及び備品等） 第63条 （略）	に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(7) （略）</u> （管理者） 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務</u>に従事することができる。 2 （略） （設備及び備品等） 第63条 （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 （１） 食堂及び機能訓練室 ア・イ （略） （２） （略） 3～5 （略） （利用定員等） 第65条 （略） 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対	2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 （１） 食堂及び機能訓練室 <u>次に定めるところによる。</u> ア・イ （略） （２） （略） 3～5 （略） （利用定員等） 第65条 （略） 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の<u>職務</u>に従事し、又は他の事業所、施設等の<u>職務</u>に従事することができる。<u>なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u>	応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の<u>業務</u>に従事することができる。
2 （略）	2 （略）
（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）	（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）
第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。	第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。
（1）～（4） （略）	（1）～（4） （略）
<u>（5） 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	
<u>（6） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	
<u>（7）</u> （略）	<u>（5）</u> （略）
<u>（8）</u> （略）	<u>（6）</u> （略）
（記録の整備）	（記録の整備）
第79条 （略）	第79条 （略）
2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応

改 正 案 （新）			現 行 （旧）		
型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。			型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定	介護職員

改 正 案 （新）			現 行 （旧）		
欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 又は介護医療院		欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 又は <u>介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師
7～13 （略）			7～13 （略）		
（管理者）			（管理者）		

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の<u>職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u> 2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第3項</u>、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の<u>業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。</u> 2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第2項</u>、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（設備及び備品等） 第86条 （略） 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 宿泊室 ア～エ （略） 3～5 （略） （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4） （略） （5） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 （6） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 （7） <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話</u>	（設備及び備品等） 第86条 （略） 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 宿泊室 <u>次に定めるところによる。</u> ア～エ （略） 3～5 （略） （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4） （略） （5） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）</u>を行ってはならない。 （6） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体の拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ウ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> (8) (略) (9) (略) <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u> <u>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</u> (記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略)	(7) (略) (8) (略) (記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略)

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
(3) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号の<u>規定による身体的拘束等の</u>態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) （略）	(3) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号に<u>規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) （略）
（従業者の員数） 第110条 （略） 2～4 （略）	（従業者の員数） 第110条 （略） 2～4 （略）
5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の<u>職務</u>に従事することが<u>できるものとする</u>。	5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の<u>業務</u>に従事することが<u>できる</u>。
6 （略） 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との	6 （略） 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを<u>置かないことができるものとする。</u>	連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを<u>置かないことができる。</u>
8 （略）	8 （略）
<u>9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u>	
<u>10</u> （略）	<u>9</u> （略）
<u>11</u> （略）	<u>10</u> （略）
（管理者） 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の<u>職務</u>に従事し、又は他の事業所、施設等の<u>職務</u>に従事することができる。	（管理者） 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の<u>業務</u>に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務</u>に従事することができる。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u> <u>3 （略）</u> （管理者による管理） 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域地密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （勤務体制の確保等） 第123条 （略） 2 （略） 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共</u>	<u>2 （略）</u> （管理者による管理） 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域地密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （勤務体制の確保等） 第123条 （略） 2 （略） 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （協力医療機関等） 第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 <u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>（2） 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ</u>	（協力医療機関等） 第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関<u>（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）</u>を定めておかなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> <u>8 （略）</u> （記録の整備） 第127条 （略） 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第115条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第117条第6項<u>の規定による身体的拘束等</u>の態様及び時間、その際	<u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。</u> <u>3 （略）</u> （記録の整備） 第127条 （略） 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第115条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第117条第6項<u>に規定する身体</u>の拘束等の態様及び時間、その際の

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （４） 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 （５） 次条において準用する第38条第２項の規定による苦情の内容等の記録 （６） 次条において準用する第40条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （７） （略） （準用） 第128条 第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の２</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 （従業者の員数）	利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （４） 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録 （５） 次条において準用する第38条第２項に規定する苦情の内容等の記録 （６） 次条において準用する第40条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （７） （略） （準用） 第128条 第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで、第99条、第102条<u>及び第104条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 （従業者の員数）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
第130条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、<u>次のとおりとする。</u> （１） （略） （２） 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 ア～ウ （略） （３）・（４） （略） ２ 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３～５ （略） ６ 第１項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の<u>職務に従事することができるものとする。</u> ７ <u>第１項第１号、第３号及び第４号並びに</u>前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 （１） （略）	第130条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）<u>の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> （１） （略） （２） 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 <u>次に定めるところによる。</u> ア～ウ （略） （３）・（４） （略） ２ 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に<u>指定地域密着型特定施設</u>の指定を受ける場合は、推定数による。 ３～５ （略） ６ 第１項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の<u>業務に従事することができる。</u> ７ <u>第１項及び</u>前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 （１） （略） （２） <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>（２） （略）</u> ８ （略） ９ 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の<u>職務</u>に従事することができる。 10 （略） 11 <u>次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、当該規定中「１」とあるのは、「0.9」とする。</u> <u>（１） 第149条において準用する第106条の２に規定する委員会において、</u> <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u> <u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u> <u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u> <u>ウ 緊急時の体制整備</u> <u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u> <u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u> <u>（２） 介護機器を複数種類活用していること。</u>	<u>（３） （略）</u> ８ （略） ９ 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の<u>業務</u>に従事することができる。 10 （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>（３） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> <u>（４） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u> （管理者） 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の<u>職務</u>に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の<u>職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の<u>職務</u>に従事することが<u>できるものとする</u>。 （協力医療機関等） 第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 <u>２ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療</u>	（管理者） 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の<u>業務</u>に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等若しくは本体施設の<u>業務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の<u>業務</u>に従事することが<u>できる</u>。 （協力医療機関等） 第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関<u>（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）</u>を定めておかなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>（１） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>（２） 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>３ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>４ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>５ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>６ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>７ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>	<u>２ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（記録の整備） 第148条 （略） 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第136条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第138条第5項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （4） 第146条第3項<u>の規定による</u>結果等の記録 （5） 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 （6） 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 （7） 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （8） （略） （準用） 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、<u>第102条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4	（記録の整備） 第148条 （略） 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第136条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第138条第5項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （4） 第146条第3項<u>に規定する</u>結果等の記録 （5） 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 （6） 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 （7） 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （8） （略） （準用） 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条<u>及び第102条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の職種は、<u>次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u> （1）・（2） （略） （3） 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） ア・イ （略） （4） <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 （5）・（6） （略） 2 （略） 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の<u>職務</u>に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の職種は、<u>次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> （1）・（2） （略） （3） 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） <u>次に定めるところによる。</u> ア・イ （略） （4） 栄養士 1以上 （5）・（6） （略） 2 （略） 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の<u>業務</u>に従事する者でなければならない。ただし、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
4～7 （略） 8 <u>第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず</u>、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 （1） 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員 （2） 介護老人保健施設 <u>支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 （3） 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。） （4） 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</u> 9 （略） 10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉	<u>設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u> 4～7 （略） 8 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 （1） 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員 （2） 介護老人保健施設 <u>支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</u> （3） 病院 <u>栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）<u>又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u> （4） 介護医療院 <u>介護支援専門員</u> 9 （略） 10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
施設の他の<u>職務</u>に従事することができる。 11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の<u>職務</u>に従事することができる。 12～17 （略） （設備） 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設<u>の設備の基準は、次のとおりとする。</u> （1） 居室 ア～ウ （略） （2）・（3） （略） （4） 洗面設備 ア・イ （略） （5） 便所 ア・イ （略） （6） 医務室 医療法<u>（昭和23年法律第205号）</u>第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで<u>足りるものとする。</u>	施設の他の<u>業務</u>に従事することができる。 11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の<u>業務</u>に従事することができる。 12～17 （略） （設備） 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 居室 <u>次に定めるところによる。</u> ア～ウ （略） （2）・（3） （略） （4） 洗面設備 <u>次に定めるところによる。</u> ア・イ （略） （5） 便所 <u>次に定めるところによる。</u> ア・イ （略） （6） 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで<u>足りる。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
(7) 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。<u>なお</u>、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 イ （略） (8)・(9) （略） 2 （略） （緊急時等の対応） 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 <u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u> （管理者による管理） 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。	(7) 食堂及び機能訓練室 <u>次に定めるところによる。</u> ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。<u>ただし</u>、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 イ （略） (8)・(9) （略） 2 （略） （緊急時等の対応） 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 （管理者による管理） 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事する常勤の者でなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の<u>職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）～（４） （略） （５） 第157条第５項<u>の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u> （６） 第177条において準用する第38条第２項<u>の規定による苦情の内容等を記録すること。</u> （７） 第175条第３項<u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</u> <u>（協力医療機関等）</u> 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u> <u>（１） 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>（２） 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場</u>	ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の業務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）～（４） （略） （５） 第157条第５項<u>に規定する身体</u>の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 （６） 第177条において準用する第38条第２項<u>に規定する</u>苦情の内容等を記録すること。 （７） 第175条第３項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録すること。</u> <u>（協力病院等）</u> 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めておかなければならない。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>（3） 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u> <u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u> <u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> （記録の整備）	<u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。</u> （記録の整備）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
第176条 （略） 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第155条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第157条第5項<u>の規定による身体的拘束等の</u>態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （4） 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 （5） 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 （6） 前条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （7） （略） （準用） 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第102条及び第106条の2</u>までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護	第176条 （略） 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第155条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第157条第5項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （4） 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 （5） 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 （6） 前条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （7） （略） （準用） 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで<u>及び第102条</u>までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の17第1項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 （設備） 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） ユニット ア～エ （略） （2）～（5） （略） 2 （略） （勤務体制の確保等） 第187条 （略） 2・3 （略） 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、</u>	に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の17第1項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 （設備） 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） ユニット <u>次に定めるところによる。</u> ア～エ （略） （2）～（5） （略） 2 （略） （勤務体制の確保等） 第187条 （略） 2・3 （略） 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （準用） 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで、第102条、<u>第106条の2</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5	（準用） 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで、第102条、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 （従業者の員数等） 第191条 （略） 2～6 （略） 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。 （1）～（3） （略）	条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 （従業者の員数等） 第191条 （略） 2～6 （略） 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。 （1）～（3） （略） <u>（4） 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(4) (略) 8～14 (略) (管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の<u>職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 2・3 (略) (設備及び備品等) 第195条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 宿泊室 ア～オ (略) 3・4 (略) (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。	(5) (略) 8～14 (略) (管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の<u>業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</u> 2・3 (略) (設備及び備品等) 第195条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 宿泊室 <u>次に定めるところによる。</u> ア～オ (略) 3・4 (略) (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。</u> (2)～(4) （略） (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u> イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ウ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> (8) （略）	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</u> (2)～(4) （略） (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体拘束等</u>を行ってはならない。 (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7) （略）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (記録の整備) 第201条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第197条第6号の<u>規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第	(8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (記録の整備) 第201条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第197条第6号に<u>規定する身体</u>の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、<u>第106条及び第106条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。 第10章 雑則 （電磁的記録等） 第203条 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例</u>	38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで<u>及び第106条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本 その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載さ れた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが 規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（準用する場合を含 む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条にお いて準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）につい ては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができ る。</u> <u>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に 当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの （以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行う ことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手 方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</u>	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）（第3条関係）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
目次 <u>第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護</u> <u>第1節 基本方針（第70条）</u> <u>第2節 人員に関する基準（第71条―第73条）</u> <u>第3節 設備に関する基準（第74条）</u> <u>第4節 運営に関する基準（第75条―第86条）</u> <u>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）</u> <u>第5章 雑則（第91条）</u> （従業者の員数） 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この条において同じ。））において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業	目次 <u>第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護</u> <u>第1節 基本方針（第70条）</u> <u>第2節 人員に関する基準（第71条―第73条）</u> <u>第3節 設備に関する基準（第74条）</u> <u>第4節 運営に関する基準（第75条―第86条）</u> <u>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）</u> （従業者の員数） 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この条において同じ。））において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の<u>員数は、次のとおりとする。</u>	者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の<u>職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u>
（１）～（３） （略）	（１）～（３） （略）
２ （略）	２ （略）
３ 第１項第２号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することが<u>できるものとする。</u>	３ 第１項第２号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することが<u>できる。</u>
４～７ （略）	４～７ （略）
（管理者）	（管理者）
第６条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の<u>職務</u>に従事し、又は他の事業所、施設等の<u>職務</u>に従事することができる。	第６条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の<u>業務</u>に従事することができる。
２ （略）	２ （略）
（利用定員等）	（利用定員等）
第９条 （略）	第９条 （略）
２ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービ	２ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービ

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
ス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> （管理者） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の<u>職務</u>に従事し、又は他の事業所、施設等の<u>職務</u>に従事することが<u>できるものとする。</u>なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の<u>本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u>	ス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> （管理者） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
2 （略） （内容及び手続の説明及び同意） 第11条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに</u>前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 （略） （掲示） 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」と	2 （略） （内容及び手続の説明及び同意） 第11条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに</u>前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 （略） （掲示） 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>いう。）を掲示しなければならない。</u> <u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u> <u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> （記録の整備） 第40条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） <u>第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> （4） 第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 （5） 第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 （6） 第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （7） （略）	（記録の整備） 第40条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第24条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 （4） 第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 （5） 第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （6） （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（9） （略） <u>（10） 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>（11） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>（12） （略）</u> <u>（13） （略）</u> <u>（14） （略）</u> <u>（15） （略）</u> <u>（16） 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</u> （従業者の員数等） 第44条 （略） 2～5 （略） 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、	（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（9） （略） <u>（10） （略）</u> <u>（11） （略）</u> <u>（12） （略）</u> <u>（13） （略）</u> <u>（14） 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</u> （従業者の員数等） 第44条 （略） 2～5 （略） 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、

改 正 案 （新）			現 行 （旧）		
同表の中欄に掲げる施設等の <u>職務</u> に従事することができる。			同表の中欄に掲げる施設等の <u>業務</u> に従事することができる。		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 又は介護医療院	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 又は <u>介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
7～9 （略） 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表に掲げる施設等の<u>職務</u>に従事することができる。 11～13 （略） （管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の<u>職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事</u>することができる。	7～9 （略） 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表に掲げる施設等の<u>業務</u>に従事することができる。 11～13 （略） （管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の<u>業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表に掲げる施設等の業務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第3項</u>及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （<u>身体的拘束等の禁止</u>） 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等	<u>に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。</u> 2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第2項</u>及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （<u>身体</u>の拘束等の禁止） 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> （1） <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> （2） <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> （3） <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u> <u>第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u>	の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「<u>身体</u>の拘束等」という。）を行ってはならない。 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の<u>身体</u>の拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（記録の整備） 第64条 （略） 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）・（2） （略） （3） 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （4） 第53条第2項<u>の規定による身体的拘束等の</u>態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （5） 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 （6） 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 （7） 次条において準用する第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （8） （略） （管理者） 第72条 （略） <u>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもつて充てることができる。</u> <u>3</u> （略）	（記録の整備） 第64条 （略） 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）・（2） （略） （3） 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （4） 第53条第2項<u>に規定する身体の拘束等の</u>態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （5） 次条において準用する第24条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 （6） 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 （7） 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （8） （略） （管理者） 第72条 （略） <u>2</u> （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（管理者による管理） 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、<u>本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。</u>）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （協力医療機関等） 第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 <u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> （1） <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> （2） <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認する</u>	（管理者による管理） 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u> （協力医療機関等） 第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（<u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。</u>）を定めておかなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>とともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 （略）</u> <u>8 （略）</u> （記録の整備） 第85条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整	<u>2 （略）</u> <u>3 （略）</u> （記録の整備） 第85条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
備し、当該提供の完結の日から２年間保存しなければならない。 （１） （略） （２） 第76条第２項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （３） 第78条第２項<u>の規定による身体的拘束等の</u>態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （４） 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 （５） 次条において準用する第36条第２項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 （６） 次条において準用する第37条第２項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （７） （略） （準用） 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第４項を除く。）、第38条、第39条（第５項を除く。）、第56条、第59条、<u>第61条及び第63条の２</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」とあるのは「２月」	備し、当該提供の完結の日から２年間保存しなければならない。 （１） （略） （２） 第76条第２項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （３） 第78条第２項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （４） 次条において準用する第24条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 （５） 次条において準用する第36条第２項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 （６） 次条において準用する第37条第２項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （７） （略） （準用） 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第４項を除く。）、第38条、第39条（第５項を除く。）、第56条、第59条<u>及び第61条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」とあるのは「２月」

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
は「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 <u>第5章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第85条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</u>	と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例(平成27年条例第2号) (第4条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
目次 <u>第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)</u> <u>第6章 雑則(第36条)</u> (基本方針) 第4条 (略) 2～4 (略) <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者の員数) 第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</u> <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要</u>	目次 <u>第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)</u> (基本方針) 第4条 (略) 2～4 (略) (従業者の員数) 第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> （管理者） 第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u> 3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u> 4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> （1）<u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> （2）<u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u>	（管理者） 第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（内容及び手続の説明及び同意） 第7条 （略） 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の</u>	（内容及び手続の説明及び同意） 第7条 （略） 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 5～8 （略） （利用料等の受領） 第13条 （略） <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> （保険給付の請求のための証明書の交付） 第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>	<u>り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 5～8 （略） （利用料等の受領） 第13条 （略） （保険給付の請求のための証明書の交付） 第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に係る利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 <u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の議を経なければならないこと。 （２）・（３） （略） （４） 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定（<u>第33条第29号の規定を除く。</u>）を遵守するよう措置させなければならないこと。 （揭示） 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において「重要事項」という。</u>）を掲示しなければならない。 <u>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</u> <u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> （記録の整備） 第31条 （略）	定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号ロ（２）</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の議を経なければならないこと。 （２）・（３） （略） （４） 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 （揭示） 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 （記録の整備） 第31条 （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) <u>第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</u> (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～ウ （略） エ <u>第33条第15号の規定による評価の結果の記録</u> オ <u>第33条第16号の規定によるモニタリングの結果の記録</u> (3) <u>第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>第18条に規定による市への通知に係る記録</u> (5) <u>第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) （略） (2)の2 <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) <u>第33条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</u> (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～ウ （略） エ <u>第33条第14号に規定する評価の結果の記録</u> オ <u>第33条第15号に規定するモニタリングの結果の記録</u> (3) <u>第18条に規定する市への通知に係る記録</u> (4) <u>第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> (5) <u>第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>（2）の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> （3）～（8） （略） （9） 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 （10）・（11） （略） <u>（12） 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出</u>	（3）～（8） （略） （9） 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 （10）・（11） （略） <u>（12） 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サー</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>を求めるものとする。</u> (13) <u>担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u> (14) <u>担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。</u> (14)の2 （略） (15) <u>担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。</u> (16) <u>担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u> ア <u>少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者と面接すること。</u> イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提</u>	<u>ビスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u> (13) <u>担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。</u> (14) <u>担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。</u> (14)の2 （略） (15) <u>担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u> ア <u>少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接すること。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u> <u>（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>（イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u> <u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> <u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> <u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u> <u>エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u>	<u>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
オ (略) (17) (略) (18) 第 3 号から第13号までの規定は、<u>第14号</u>に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。 (19) (略) (20) (略) (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び<u>第22号</u>において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。 (21)の2 (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) (略) (27) (略) (28) <u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u> (29) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u>	ウ (略) (16) (略) (17) 第 3 号から第12号までの規定は、<u>第13号</u>に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。 (18) (略) (19) (略) (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び<u>第21号</u>において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。 (20)の2 (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) (略)

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（準用） 第35条 第4条及び前3章の規定（第28条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、<u>第13条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</u> 第6章 雑則 （電磁的記録等） <u>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」とい</u>	（準用） 第35条 第4条及び前3章の規定（第28条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、<u>第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>う。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</u>	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成27年条例第3号）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（基本方針） 第2条 （略） 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 （地域包括支援センターの職員等に係る基準） 第3条 1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）</u>は、原則として次のとおりとする。 （1）～（3） （略） 2 <u>前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲</u>	（基本方針） 第2条 （略） 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号ロ（2）</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 （地域包括支援センターの職員等に係る基準） 第3条 1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 （1）～（3） （略）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> <u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1つの地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりとする。 (1) おおむね1,000人未満 <u>第1項第1号</u>から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人 (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>第1項第1号</u>から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>第1項第1号</u>に掲げる者のうち1人及び専らその職務に従事する常勤の<u>第1項第2号</u>又は第3号に掲げる者のいずれか1人	<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1つの地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりとする。 (1) おおむね1,000人未満 <u>前項第1号</u>から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人 (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>前項第1号</u>から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>前項第1号</u>に掲げる者のうち1人及び専らその職務に従事する常勤の<u>前項第2号</u>又は第3号に掲げる者のいずれか1人